

## 引取業者 変更の届出 提出書類一覧

概 要	下記の事項に変更があったときは、その日から30日以内に変更届を提出しなければなりません。	
提出書類	(1) 引取業者変更届出書 (様式第二) (2) 誓約書 (3) 変更の内容に応じて、下記の提出書類欄に掲げる書類	
届 出 先	久留米市 環境部 廃棄物指導課 (環境部庁舎：久留米市荘島町375番地) TEL 0942-30-9148	
届出部数	正副2部 (副：コピー可)	
変更事項	提 出 書 類	
氏名 (名称及び代表者氏名) 及び住所	【個人の場合】住民票の写し <sup>※1</sup> 【法人の場合】登記事項証明書 <sup>※2</sup>	
事業所の名称及び所在地	事業所を変更・追加した場合はその事業所について ・ 事業所付近の見取図 <sup>※3</sup> ・ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	
役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)	登記事項証明書 <sup>※2</sup>	
未成年者である場合において、その法定代理人の氏名及び住所	法定代理人の住民票の写し <sup>※1</sup> (法定代理人が法人である場合は登記事項証明書 <sup>※2</sup> )	
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	

※1 本籍 (外国人にあっては国籍等) の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。発効後3カ月以内のもの。

※2 履歴事項全部証明書。発効後3カ月以内のもの。

※3 法律で提出が義務付けられている書類ではありませんが、申請書への添付をお願いしている書類です。